

総合評価点は、車輛状態・初年度登録月からの経過月数・走行距離を基本として、内装評価基準を加えた上で算出してください。

総合評価	総合評価基準				
	内装評価	ダメージポイント計	走行	内外装状態	評価点上限
S	A以上	0ポイントまで	1万km以内	・無傷、無加修の状態	・新車登録から12ヶ月未満 (並行輸入車は製造年から12ヶ月未満)
6	A以上	0ポイントまで	3万km以内	・軽微な瑕疵が僅かにある状態	・新車登録から36ヶ月未満 (並行輸入車は製造年から36ヶ月未満) ・社外品取付やオーディオなし穴など
5	B以上	3ポイントまで	5万km以内	・外装に軽微な瑕疵が若干あるもの ・内装にシミ汚れ・ノリ跡・焦げ・切れ等が若干あるもの	・パネル交換なし ・バンパーA2が1箇所程度 ・ガラスヒビ小程度 ・ルーフのみ色替 ・職権打刺車(国産のみ) ・コーションプレート欠品
4.5	B以上	10ポイントまで	10万km以内	・内外装とも気になる瑕疵が複数ある状態	・1区画2ポイントが2区画まで (ルーフB2は不可) ・ボルトパネル交換のみ1箇所のみ ・ガラスヒビ(10cm未満) ・メーター交換車
4	C以上	15ポイントまで	15万km以内	・内外装に年式、走行距離相応のダメージのある状態 ・目立つ瑕疵が複数あるもの	・1区画3ポイントが1区画まで ・1区画2ポイントが3区画まで (ルーフB2は不可) ・バックパネル修理跡 ・社外シート(張替え含)
3.5	C以上	25ポイントまで	走行制限なし	・内外装とも目立つ瑕疵が複数あり、加修または交換を要する状態	・1区画2ポイントが4区画まで ・1区画3ポイントが2区画まで ・B4は1区画まで ・ステッカー張付け大(広範囲) ・コアサポート凹み・修理跡・交換 ・社外ロールバー・シートベルト ・社外サンルーフ ・骨格部位にネジ穴多数 ・溶接パネル交換 ・修復歴としない骨格部位損傷車 ・修正機跡がある ・走行不明車・改ざん車
3		30ポイントまで	走行制限なし	・内外装とも加修または交換を要する瑕疵が多数あるもの ・上物に重大な瑕疵のあるもの(トラック) ・クロスメンバーに腐食穴や欠損のあるもの(トラック) ・外板に大きな腐食穴や欠損欠品のあるもの(トラック)	・機関機構に大きな不具合があるもの ・外板パネル腐食穴
2			走行制限なし	・内外装とも加修または交換を要する大きな瑕疵が多数あるもの ・商品価値の少ない車輛、粗悪車等	・骨格部位に大きく加工を施しているもの
1			走行制限なし	・特別瑕疵車(消火剤散布跡車、冠水車)	
R			走行制限なし	・修復歴車	*別頁、A I S 修復歴基準参照
流通不可			走行制限なし	・事故現状車 ・車台番号周辺の修理跡や車台番号の読取不良 ・輸送に著しい障害があるもの	

■内装評価は、A B Cの3段階評価となります。

内装評価に伴い、総合評価の上限が設定されていますので、ご注意願います。

### 内装評価基準

内装評価	内容	総合評価 上限
内装A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダメージの無いもの</li> <li>・軽微な瑕疵があるもの</li> </ul>	なし
内装B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切れ・破れ・焦げ穴・のり跡・加工穴小などが若干あるもの</li> <li>・気になる瑕疵が複数あるもの</li> <li>・距離・年式・相応の汚れ・へたり・浮き変形が少々あるもの</li> </ul>	5点
内装C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内装ペイント加工（1箇所でもあるもの）</li> <li>・部品欠品の多いもの</li> <li>・目立つ瑕疵・加工穴・浮き変形大・割れ大・焦げ穴大など</li> <li>・ダッシュ板、天張り・シートなど主要部品の交換を要する瑕疵のあるもの</li> <li>・異臭のキツイもの（ペット・魚・タバコなど）</li> </ul>	4点

#### <その他留意点>

※登録月の申告がない場合、1月登録とみなし評価点を算出してください。

※並行輸入車に於いて、初度登録年よりモデル年が古い場合、モデル年式の1月登録とみなして算出してください。

## ■ 修復歴判定基準

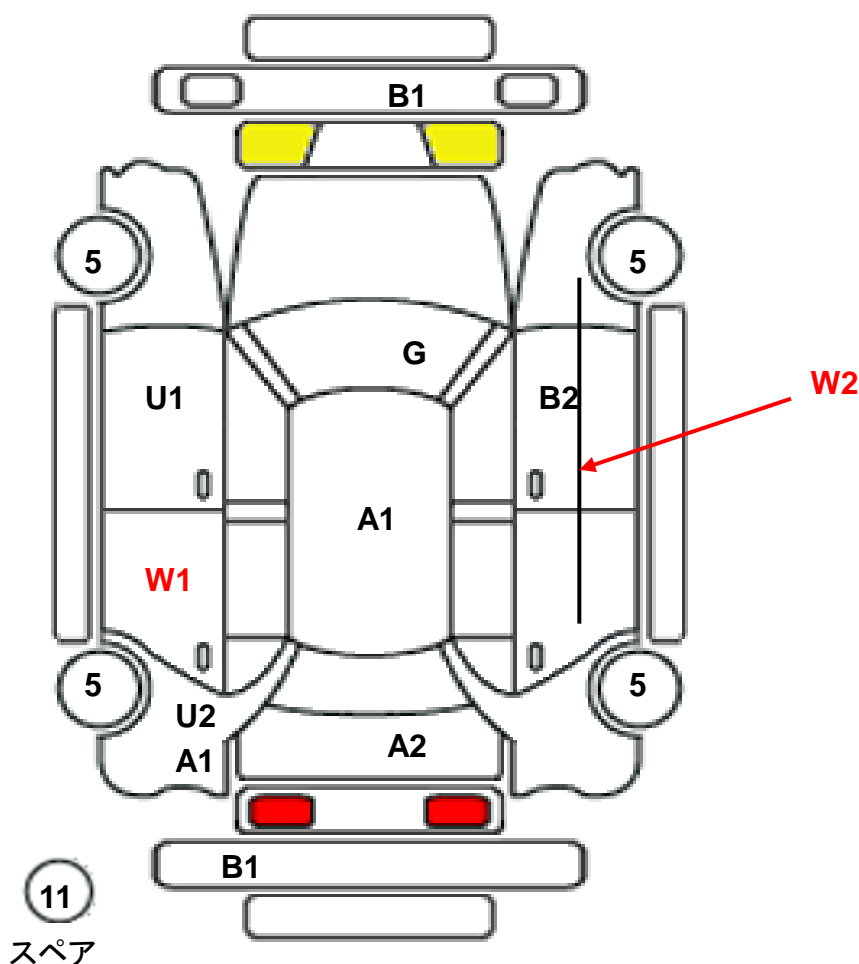
1. 修復歴とは、交通事故その他の災害により、公正取引協議会で定める骨格部位等に損傷を生じた車両・その修理跡のあるものをいい、（一財）日本自動車査定協会、および日本オートオークション協議会の修復歴車判断基準に準じます。
2. 下記、骨格部位が判定基準に該当する状態であった場合、修復歴とします。
3. 骨格は溶接接合されている部位（部分）のみとし、ネジ止め部位（部分）は骨格としません。

	骨格部位	修復歴該当基準	修復歴にならないもの
1	クロスメンバー (フロント・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの	・ 小さなヘコミ又は、その修理跡があるもの ・ 突上げによる損傷又は、その修理跡があるもの（著しい状態は除く）
2	サイドメンバー (フロント・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの	・ フロント：アッパーサポートの先端部より前に位置する部分の損傷、又は、その修理跡があるもの ・ フロント：けん引フック取付部分の損傷又は、その修理跡があるもの ・ バンパーステー取付部分の軽微なヘコミ又は、その修理跡があるもの ・ 軽微な損傷又は、その修理跡があるもの ・ 突上げによる損傷又は、その修理跡があるもの（著しい状態は除く） ・ リヤ：リヤエンドパネルより後ろに位置する部分の損傷又は、その修理跡があるもの
3	インサイドパネル (フロント) ダッシュパネル	1) 交換されているもの 2) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	・ インサイドパネル：アッパーサポートより前に位置する部分の損傷又は、その修理跡があるもの ・ インサイドパネル：コアサポート取付部分の修理跡 ・ 軽微な損傷又は、その修理跡があるもの ・ 突上げによる損傷又は、その修理跡があるもの（著しい状態は除く）
4	ピラー (フロント・センター・リヤ)	1) 交換されているもの 2) スポット打ち直しのあるもの 3) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	・ 外部に露出している部位にヘコミ又は、その修理跡があるもの ・ ボディサイドシルパネル（ステップ）の単体部品交換時に生じる ピラー下部に溶接処理跡があるもの ・ 外板を介さないヘコミ又は、その修理跡があるもの ・ 1BOX車等のルーフパネルからボディサイドシルパネル（ステップ）まで一体として露出しているパネル状のセンターピラー等のアウター部はピラーとしない ・ 軽微な損傷又は、その修理跡があるもの
5	ルーフ	1) 交換されているもの 2) ピラーから波及した凹み又はその修理跡があるもの 3) ルーフ周囲のインナー部に凹み、曲がり又はその修理跡があるもの	・ インナー部に軽微なヘコミ、曲り又は、その修理跡があるもの
6	センターフロアパネル フロアサイドメンバー	1) 交換されているもの 2) パネル接合部にはがれ又は修理跡があるもの 3) 破れ（亀裂）があるもの 4) 外部又は外板を介して凹み、メンバーに曲がり又はその修理跡があるもの	・ 軽微な損傷又は、その修理跡があるもの ・ 突上げによる損傷又は、その修理跡があるもの（著しい状態は除く）
7	リヤフロア (トランクフロア)	1) 交換されているもの 2) パネル接合部にはがれ又は修理跡があるもの 3) 破れ（亀裂）があるもの 4) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	・ リヤエンドパネル又は、リヤクォーター等の交換時に生じた損傷があるもの ・ 軽微な損傷又は、その修理跡があるもの ・ スペアタイヤハウス等格納部の突上げによる損傷又は、その修理跡があるもの（著しい状態は除く）

瑕疵記号は下記の記号と最大4段階の大きさがあります。  
 部位により使用できない記号もございますので、ご注意ください。

外装瑕疵記号基準		
瑕疵	記号とダメージポイント	程度
キズ	A1	10cm程度の線キズ（こぶし大程度）
	A2	20cm程度の線キズ（手のひら大程度）
	A3	40cm程度の線キズ（手のひら2個程度のキズ）
	A4	A3を超えるもの
ヘコミ	U1	ゴルフボール大程度のヘコミ
	U2	テニスボール大程度のヘコミ
	U3	サッカーボールボール大程度のヘコミ
	U4	U3を超えるもの
キズを伴うヘコミ	B1	ゴルフボール大程度のキズを伴うヘコミ
	B2	テニスボール大程度のキズを伴うヘコミ
	B3	サッカーボールボール大程度のキズを伴うヘコミ
	B4	B3を超えるもの
要塗装	P1	軽微な色あせ、塗装はがれ
	P2	部分的な色あせ、塗装はがれ
	P3	大きな色あせ塗装はがれ
	P4	P3を超えるもの
修復跡	W1	修復跡があるもの
	W2	容易に確認できる修復跡
	W3	再加修の必要な修復跡
錆	S1	ゴルフボール大程度のサビ
	S2	テニスボール大程度のサビ
	S3	サッカーボールボール大程度のサビ
腐食	C1	ゴルフボール大程度の腐食
	C2	テニスボール大程度の腐食
	C3	サッカーボールボール大程度の腐食
交換済み	X X	パネル交換済み
Fガラス点キズ	G	点キズのあるもの
Fガラス要交換	X1	1cm程度の割れまたは修理跡
	X2	3cm程度の割れまたは修理跡
	X3	x2を超えるもの
バンパー要交換	X1	軽微な割れ・破れ（5cm程度）
	X2	x1が数箇所あるもの
	X3	x2を超えるもの
幌・スクリーン	X1	5cm程度の切れ、こげ小、またはその修理跡
	X2	20cm程度の切れ、またはその修理跡
	X3	x2を超えるもの
その他表現	X	交換要す
	B P	板金塗装跡
	Y	切れ・割れ・ビス穴
	凹	U1に満たない小ヘコミ
	小キズ	1cm程度くらいまでの小キズ

- ①ダメージポイントを加算した合計数値を算出します。  
 ②総合評価表記載のポイント評価上限を確認し総合評価点を決定します。  
 ※ポイント以外にも評価上限があるので、要総合評価表確認。  
 ※W1・W2については展開図記載はするがポイント加算はしません。W3は加算します。



11  
スペア

スペアタイヤ無ければ  
「なし」記載

$U1 + U2 + A1 + A1 + A2 + B1 + B2 + B1 = 11$ ポイント (W1とW2は加算しません)  
 総合評価表のポイントを参照して 4点 とします。



ポイント以外にも評価上限があるので、必ず総合評価基準表を確認しましょう。



オークネット共有在庫市場  
会員店自己申告票

<問合せ番号・管理番号> 04220002	評価点
<年式・メーカー・車名・グレード> 14年 フェアレディZ VerS	4.5
<車台番号/シリアルNo> Z33 - XXXXXX	内装 A(B)C

※装備・セールスポイントは、Webにご入力下さい。

<注意事項>セールスポイント記入不可 ※社外品改造、不具合箇所等ご記入下さい。 エアコン不良	
<ダメージ> ミラー A ・室内薄汚れ ・運転席わきすれ(中) ・ドア内張りA(小) ・コンソールA(小) ・左前ドア修理跡 ・外装小傷有 ・下廻り飛び石 ・ヘッドライト色褪せ	

<ご注意>  
 ・評価点等車輛状態の情報は全て登録店様の申告に基づきます。  
 ・AIS出張検査後は、自己申告情報は見えなくなります。



装備・セールスポイントは、申告票に記載しないでください。  
 画面にて入力してください。



記載もれはありませんか？  
 必ず、もう一度見直しましょう！